

平成31年度 篠山市人権啓発標語募集事業計画案

1 事業目的

平成28年度に実施した篠山市人権に関する意識調査では、人権講演会や住民学習会への参加頻度が高い人ほど人権意識が高いという結果が出たが、言い換えれば、学習機会が少ない人は人権意識が低いということになる。また、若年層において、学習機会が少なく、人権課題に対する関心が低い結果であらわになり、若年層への意識啓発が課題となっている。

そこで、篠山市では、人権啓発を促す標語を広く募集することで、市民の人権意識の底上げを図る。

2 事業内容

人権啓発標語を募集要項に則り募集し、入賞作品を選考する。

入賞作品を公表し、あらゆる機会でも周知することで市民の人権意識高揚につなげる。

3 予算概要（合計額394,000円）

(1) 審査会審査委員謝礼：@4,000円×2人=8,000円

(2) 入賞者副賞：最優秀賞図書カード@2,000円分×4部門、

優秀賞図書カード@500円分×4部門×2作品 合計12,000円

(3) 入賞者賞状額縁：@1,250×12個×1.1=16,500円

(4) 参加賞：@100円×3,250人×1.1=357,500円

4 啓発方法

(1) 標語募集

市広報「丹波篠山」、市ホームページ、ふれあい館だより、男女共同参画情報誌「フイフティ」などにおいて、周知を図る。

P T A、学校、老人クラブ、事業所など様々な団体を通じて周知を図る。

(2) 入賞作品

市広報「丹波篠山」、市ホームページ、ふれあい館だより、男女共同参画情報誌「フイフティ」に掲載する。

人権講演会、人権フェスタ、男女共同参画研修会等の講演会資料に添付する。

住民学習会資料に添付する。

P T A、学校、老人クラブ、事業所など様々な団体を通じて周知を図る。

5 事業スケジュール

(1) 募集時期：平成31年7月～9月予定

(2) 審査時期：平成31年10月

(3) 表彰時期：平成31年12月（人権フェスタメインイベントを予定）

平成31年度 篠山市人権啓発標語募集要項（案）

1 主旨

平成28年度に実施した篠山市人権に関する意識調査では、人権講演会や住民学習会への参加頻度が高い人ほど人権意識が高いという結果が出たが、言い換えれば、学習機会が少ない人は人権意識が低いということになる。また、若年層において、学習機会が少なく、人権課題に対する関心が低い結果であらわになり、若年層への意識啓発が課題となっている。

そこで、篠山市では、人権啓発を促す標語を広く募集することで、市民の人権意識の底上げを図る。

2 主催

篠山市

3 応募規定

(1) 内容：広く人権尊重を訴えるもので、親しみやすい内容

(2) 応募資格

ア 小学生1～3年生の部、小学生4～6年生の部、中学生の部

篠山市内の小中学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒

イ 一般の部

篠山市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者で上記ア以外の者

(3) 応募要件

ア 小学生1～3年生の部、小学生4～6年生の部、中学生の部

標語の応募は、ひとり1点の応募とする。

ただし、各小中学校及び特別支援学校は、事務局が指定する作品数を提出する。作品数については、別途各小中学校及び特別支援学校へ通知する。

用紙は自由サイズ、文字数は30字以内。学校名、学年、氏名を明記する。

イ 一般の部

標語の応募は、ひとり3点までとする。

用紙は自由サイズ、文字数は30字以内。住所、氏名、電話番号を明記する。

(4) 提出先（事務局）

ア 小学生1～3年生の部、小学生4～6年生の部、中学生の部

在籍する学校に提出する。

各小中学校及び特別支援学校は、事務局が指定する作品数を応募締切日までに篠山市人権推進課まで提出する。作品数については、別途各小中学校及び特別支援学校へ通知する。

イ 一般の部

電子メールかファックス、郵送、直接にて篠山市人権推進課まで提出する。

郵便番号669-2397

篠山市北新町4-1番地 篠山市役所人権推進課 宛

電話番号 079-552-6926（直通）、079-552-1111（代表）

F A X 079-554-2332

E-Mail jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp

5 応募締切

9月21日（金）午後5時

6 審査

応募のあった全ての作品に対し、主催者で厳正に審査し、入賞作品を決定する。

7 入賞者の発表

入賞作品を広報丹波篠山及び篠山市ホームページに掲載すると共に、報道機関へ資料を提供する。

8 表彰

小学生1～3年生の部、小学生4～6年生の部、中学生の部及び一般の部の部門ごとに応募のあった作品の中から、最優秀賞1点、優秀賞2点程度を表彰する。第17回人権フェスタinささやまにて表彰状の授与を行う。

最優秀賞・優秀賞には賞状と副賞、応募者全員に参加賞を授与する予定。

9 その他

(1) 応募作品は、未発表のものに限る。

(2) 応募作品の著作権は、主催者に帰属する。

(3) 入賞作品は、主催者が作成する人権啓発資料等に自由に使用できるものとする。その際、小学生、中学生の部は学校名、学年、氏名が、一般の部は氏名が公表される。

10 参考資料

篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例（平成24年条例第36号）前文

世界人権宣言において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とされ、また、日本国憲法においても、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」として守られています。

篠山市は、「市民憲章」及び「篠山市自治基本条例」に基づき、人権を尊重し擁護することを推進しています。

また、これまで多くの人々の努力により、人権を大切にすまちづくりに向けた取り組みが行われてきました。

しかし、現状をみると、さまざまな人権課題が存在していることも事実です。さらに、社会状況等の変化により、新たな人権問題が生じています。

これからは、市民が自分の人権だけでなく、他人の人権についても深く考え、さらに学び続け、責任のある行動をとることが求められます。

私たちは、命の尊厳や人権が尊重され、すべての人が幸せを実感できるあたたかいまちをつくりあげるため、この条例を制定します。